

守山市結婚新生活支援補助金 申請書類一覧

※申請方法：企画政策課の窓口にて必要書類を提出ください。（郵送ではできません。）

- ・ 婚姻前や経費発生前の「事前申請」はできません。

○必須書類

【原本を提出するもの】

- ・ 婚姻届出受理証明書、戸籍謄本など婚姻日が分かるもの
- ・ 住民票の写し（夫婦ともに）
- ・ 課税(所得)証明書 交付申請の時点で発行されている直近の課税(所得)証明書
令和6年度(令和5年分) or 令和5年度(令和4年分)（夫婦ともに）

【コピー・写しを提出するもの】

- ・ 振込先の口座が分かるもの（キャッシュカード、通帳等）
- ・ 対象経費の確認ができる資料（契約書および領収書等）

【記入して提出するもの】

- ・ 交付申請書
- ・ 誓約書 ※二世帯同居の場合は親世帯も署名要
- ・ 請求書

HP からダウンロード
または窓口にてお渡し

○該当する場合

【賃貸経費の場合は全員必須】

- ・ 住宅手当支給証明書（住宅手当の支給の有無に問わず）※勤務先が発行したものに限る

【貸与型奨学金返済額を所得から控除したい場合】

- ・ 貸与型奨学金を返済したことがわかるもの（奨学金支払証明書、通帳のコピー等）

○二世帯同居の場合（ともに原本）

- ・ 親世帯の戸籍の全部事項証明書または戸籍謄本
- ・ 親世帯の住民票の写し

○必須書類取得場所【原本を提出するもの】…市民課にて発行

- ・ 住民票
- ・ 課税(所得)証明書 ※1月1日時点で住所地のある自治体にて発行される
申請日が5月31日までの場合 令和5年度(令和4年分)の証明書
6月1日以降の場合 令和6年度(令和5年分)の証明書
- ・ 婚姻届受理証明書 ※婚姻届けを提出した自治体